

ケニアの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ケニア共和国（英語では「Republic of Kenya」。以下「ケニア」という）は、東アフリカの赤道直下に位置する共和制国家である。東はソマリア、北はエチオピア、北西は南スーダン、西はウガンダ、南西はタンザニアと国境を接し、南東はインド洋に面している。国土の面積は約 59 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 1.5 倍程度の大きさである。首都はナイロビ、通貨はケニア・シリング（KES）である。ケニアの人口は約 5,300 万人であり、アフリカでは 7 位、世界では 26 位である。人口が最大の都市は、約 440 万人の人口を擁する首都ナイロビである。国内には 60 以上の言語があるが、国語はスワヒリ語、公用語はスワヒリ語及び英語であり、司法機関では主に英語が用いられる。宗教については、キリスト教徒が約 83%、イスラム教徒が約 11%を占めているが、アフリカの伝統的な宗教を信仰する者も少なくない²。

現在のケニアがある地域には、古来、多くの王国や部族国家が存在していた。15 世紀末にはヴァスコ・ダ・ガマが探検で訪れた。19 世紀後半から英国による統治が進み、1895 年には英領東アフリカが成立し、1920 年には英国直轄の植民地となった。ケニアは 1963 年に英連邦内の王国として独立し、1964 年に共和国となった。2007 年には、大統領選挙をきっかけとして「ケニア危機」と呼ばれる事態が発生し、暴動により多数の死者と避難民が発生した。

ケニアの法制度は、1963 年の独立まで英国に統治されていたという歴史的経緯から、英国法³の影響を強く受けている。ケニアの知的財産法の分野における重要な法令（例えば、産業財産法、商標法、著作権法等）は、全て成文法で規定されている。裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、英国の裁判所の判決は、ケニアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

ケニアの主な産業は、農業と観光業である。最近のケニアでは、携帯電話が爆発的に普及

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるケニアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2024 年版』（二宮書店、2024 年）270～271 頁、②外務省ウェブページ「ケニア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html>）等を参照した。

³ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

しており⁴、とくにサファリコム社の「M-PESA」という携帯電話を利用した少額の電子マネー送金サービス等の新しいサービス業が急速に発展している。ケニアは、「アフリカ連合」(AU)、「東アフリカ共同体」(EAC)及び「アフリカ大陸自由貿易圏」(AfCFTA)等に加盟しており、アフリカにおけるリーダー国の一つである。

日本企業のケニア進出やケニア企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がケニアにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、ケニアの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、ケニアの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい⁵。

II 知的財産法全般

ケニアの知的財産法制度としては、産業財産法、商標法、著作権法、模倣品取締法等がある⁶。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。また、営業秘密侵害及び詐称通用 (passing off) 等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

ケニアの知的財産法制度の中心的機関は、①ケニア産業財産庁 (Kenya Industrial Property Institute, KIPI)⁷、②ケニア植物衛生検疫所 (Kenya Plant Health Inspectorate Service, KEPHIS)⁸、③ケニア著作権委員会 (Kenya Copyright Board, KECOBO)⁹である。これらの機関は、首都ナイロビに所在する。

ケニアは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許法条約、特許協力条約 (PCT)、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組内の特許及び意匠に関する議定書 (ハラレ議定書¹⁰。なお、商標に関するバンジュール議定書は未批准)、商標法条約、

⁴ ケニアにおける固定電話契約数は 100 人あたり 0.1 件しかないのに対し、携帯電話契約数は 100 人あたり 123 件もある (前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2024 年版』) 271 頁。

⁵ 本稿の執筆にあたっては、①『模倣対策マニュアル ケニア編』(日本貿易振興機構、2017 年)、②『ケニアにおける模倣品流通に関する調査』(日本貿易振興機構、2012 年)等を参照した。

⁶ 本稿におけるケニアの知的財産権関連法令に関する訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されている和訳に従った。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

⁷ <https://www.kipi.go.ke/>

⁸ <https://www.kephis.go.ke/>

⁹ <https://copyright.go.ke/>

¹⁰ ハラレ議定書の締約国は、ボツワナ、カーボベルデ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、セーシェル、タンザニア、ウガンダ、ザンビ

標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、万国著作権条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV）等である。

Ⅲ 特許

1 要件

ケニアの特許制度は、産業財産法¹¹が規定している。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、有用性等の特許要件を満たしている必要がある。

新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日前に、世界のいずれかの場所において、発明が使用され又は書面に記載され、公衆に利用可能となった場合、新規性が認められない。

ケニアは、ARIPO のハラレ議定書を締結しているため、ハラレ議定書に基づく ARIPO 特許の出願が可能である。即ち、出願人は、ARIPO 事務局¹²若しくは締約国の特許庁に特許出願することにより、又は PCT 出願の後に ARIPO 事務局への手続を行うことにより、ARIPO 特許を出願することができる。当該出願があった場合、ARIPO の審査官は、方式審査及び実体審査を行う。その結果、特許付与すべきとの決定に至った場合、ARIPO の審査官は、出願人が指定した各加盟国に対し当該決定を通知する。各加盟国は、当該通知の日から 6 か月以内に、特許付与を拒絶する決定を通知することができる。6 か月以内に、加盟国が特許付与を拒絶する決定を通知しなかった場合、ARIPO は、ARIPO の公報に特許付与の公告を行い、特許が付与される加盟国を記載した特許証を発行する。ハラレ議定書に基づき各加盟国を指定国として付与された ARIPO 特許は、各指定国において、当該指定国の国内法で登録された特許を同一の効力が認められる。特許の無効及び侵害に関する紛争は、各指定国で行われる。ARIPO 特許の全部又は一部の譲渡については、ARIPO 事務局にて管理される¹³。

2 出願・審査

出願言語は、英語である。英語以外の書類については、出願と同時に英訳を提出しなければならない。ケニア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ケニア国内の代理人に出願を委託しなければならない。

ア、ジンバブエの 20 か国である。

¹¹

http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/Industrial_Property_Act_No.3_of_2001.pdf

¹² ARIPO 事務局の本部は、ジンバブエのハラレに所在する。

¹³ 前掲『模倣対策マニュアル ケニア編』46～48 頁。

KIPI では、まず、特許出願について方式要件及び発明の単一性についての審査が行われる。出願日又は優先日から 18 か月経過後、当該出願は公報で公開される。KIPI により方式要件及び発明の単一性の要件を満たしていると認められた場合、KIPI 長官は、出願人に対し、当該出願を「国際型調査」とすべきことを指示する。出願人は、「国際型調査」とされた出願に関連する外国での出願又は ARIPO の広域産業財産権庁への出願についての情報（出願日、出願番号、通信文の写し、特許証の写し、拒絶決定、無効決定等）を、KIPI に提出しなければならない。その後、KIPI において、「国際型調査」とされた出願についての実体審査が行われる。

ちなみに、ケニアの KIPI と日本の特許庁との間では、いまだ特許審査ハイウェイ (PPH) や、その対象案件を拡大した「PPH MOTTAINAI (モッタイナイ)」¹⁴は締結されていない。

3 登録

特許の存続期間は、出願日から 20 年である。

要件を満たす特許出願は認容され、特許登録が公報で公告されることになるが、利害関係人は、特許登録の公告日から 9 か月以内に、産業財産審判所に対し、特許の無効請求をすることができる。

特許出願日から 4 年又は特許登録日から 3 年のいずれか遅い方の期間が満了した後は、誰でも、ケニアにおいて特許発明に係る市場が合理的な条件により供給を受けていないとの理由に基づき、当該特許発明の強制ライセンスを産業財産審判所に申請することができる。

4 侵害

特許権者は、特許権の存続期間中、第三者が許諾なく、①特許製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売若しくは使用する行為、又は販売の申出、販売若しくは使用の目的で当該製品を保管する行為、②特許方法を使用する行為、又は当該方法を用いて直接的に得られた製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売若しくは使用する行為、又は販売の申出、販売若しくは使用の目的で当該製品を保管する行為をすることを排除することができる。

さらに、特許権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の民事責任を追及することができる。また、意図的に侵害行為を行った者に対しては、1 万シリング以上 5 万シリング以下の罰金刑及び／又は 3 年以上 5 年以下の拘禁刑が科される可能性がある。

IV 実用新案

¹⁴ なお、ケニア出身の環境保護活動家であるワンガリ・マータイ女史は、2004 年に、環境分野で初めてノーベル平和賞を受賞した。マータイ女史は、「MOTTAINAI」という言葉を国際社会に広め、環境保全のための意識啓発に貢献した。

ケニアでは、実用新案制度が採用されている。産業財産法は、実用新案について、特許の規定の多くを準用しているが、相違点も少なくない。以下、特許と実用新案とで異なる点を中心に説明する。

産業財産法によると、「実用新案とは、器具、用具、道具、電気及び電子回路、器械、手芸の仕組み又はその他の物体若しくはその一部であって、主題のより良い若しくは異なる機能の仕方、使い方若しくは製造の仕方を可能にするもの又は以前はケニアにおいて得られなかった有用性、利点、環境保全上の利点、節約若しくは技術的效果を与えるものの要素の形状、外形又は配置をいい、新たな効果を有する微生物又はその他の自己複製物質、遺伝子資源の産物、薬草若しくは栄養調合物を含む。」とされており、かなり広い定義となっている。

新規であり且つ産業上利用可能な考案は、実用新案の付与によって保護される。実用新案登録の場合の新規性の要件は、特許の場合と同様に、絶対的新規性が採用されている。特許とは異なり、進歩性は要件とはされていない。

実用新案の出願については、方式要件及び単一性についての審査が行われるが、新規性、産業上の利用可能性等についての実体審査は行われない。

特許出願と実用新案出願との間の変更は、1回に限り行うことができる。

実用新案の存続期間は、出願日から10年である。

ケニアは、ARIPOのハラレ議定書を締結しているため、ハラレ議定書に基づくARIPO実用新案の出願が可能である。具体的な手続等は、基本的に特許の場合と同様であるが、実用新案の場合は、ARIPOの審査官は実体審査を行わず方式審査のみを行う点で、異なっている。

V 意匠

1 要件

意匠とは、線若しくは色彩又はその双方の組合せ、及び立体（色彩と関連しているか否かを問わない）であり、当該組合せ又は形状は、工業又は手工芸製品に特別の外観を与えるものであり、且つ工業又は手工芸製品の模様として役立ち得るものをいう（但し、技術上の成果を得るためにのみ役立つものは含まない）。部分意匠も登録可能である。

その登録要件は、①新規であること、及び②公序良俗に反しないことである。新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願に係る意匠が、出願日又は優先日の前に世界の何れかの場所において有形の態様での公開により又はケニアにおいて使用若しくはその他の何れかの方法により公衆に開示されていなかった場合には、新規性が認められる。

ケニアは、ARIPOのハラレ議定書を締結しているため、ハラレ議定書に基づくARIPO

意匠の出願が可能である。具体的な手続等は、基本的に特許の場合と同様であるが、意匠の場合は、ARIPO の審査官は実体審査を行わず方式審査のみを行う点で、異なっている。

2 出願・審査

出願言語は、英語である。英語以外の書類については、出願と同時に英訳を提出しなければならない。ケニア国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、ケニア国内の代理人に出願を委託しなければならない。

ケニアでは、意匠分類について、ロカルノ分類が採用されている。

意匠出願については、方式要件及び実体要件に適合しているか否かについて審査される。

ケニアでは、秘密意匠制度は採用されていない。

3 登録

意匠権の存続期間については、意匠出願日又は優先日から 5 年であり、2 回の延長が認められる（最長で合計 15 年間となる）。

要件を満たす意匠出願は認容され、意匠登録が公報で公告されることになるが、誰でも、意匠登録の公告日から 60 日以内に、異議申立てを行うことができる。また、利害関係人は、意匠登録の公告日から 9 か月以内に、産業財産審判所に意匠の無効請求をすることができる。

4 侵害

意匠権者は、意匠権の存続期間中、第三者が許諾なく、工業上又は商業上の目的で、意匠製品を複製し、輸入し、販売の申出をし、販売する行為、又は販売の申出若しくは販売の目的で当該製品を保管する行為をすることを排除することができる。

さらに、意匠権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の民事責任を追及することができる。また、意図的に侵害行為を行った者に対しては、1 万シリング以上 5 万シリング以下の罰金刑及び／又は 3 年以上 5 年以下の拘禁刑が科される可能性がある。

VI 商標

1 概要

ケニアの商標制度は、商標法¹⁵が規定している。

商標とは、商取引の過程における、商品若しくはサービスと、商標権者又は登録上の使用者として標章を使用する権利を有する者（その者の識別情報が商標に示されているか否かを問わない）との関係を示すものとして、又は前記の関係を示すために、商品若しくはサー

¹⁵ <http://www.kenyalaw.org:8181/exist/kenyalex/actview.xql?actid=CAP.%20506>

ビスに関連して使用されるか、そのような使用を企図された標章をいう。

ケニアでは、普通商標のほかに、サービスマーク、証明商標、団体商標、防護商標が認められている。立体商標、色彩商標も認められている。

ケニアにおける商標登録簿は、A 部と B 部に分かれている。商標法によると、商標が A 部で登録可能であるためには、商標は、識別力を備えていなければならない、且つ、①特別若しくは特定の態様で表示されている会社、個人又は事業者の名称、②登録出願人又は同人の事業の前権利者の署名、③特に考案された一つ又は複数の語、④商品の特性若しくは品質に直接的な関係がない語であって、通常の意味では地名もしくは姓でないもの、⑤その他の識別力を有する標章のうちの少なくともいずれかで構成されていなければならない。他方、商標が B 部で登録可能であるためには、商標が、特定企業の商品を別の企業の商品から識別させることが可能なものでなければならない。A 部に登録された登録商標は、登録日から 7 年が経過した後は、あらゆる点で有効であるものとみなされる（但し、当該登録が不正手段によって取得されていた場合等を除く）。

2 出願

ケニアは、先願主義及び一出願多区分制を採用している。

ケニア国内に住所又は居所を有しておらずケニア国内で事業を営んでいない外国出願人は、ケニア国内に書類送達場所を有しなければならないため、通常は、ケニア国内の代理人に出願を委託することになる。

出願言語は、英語である。商標にローマ字以外の文字による語が含まれる場合、原則として、出願書類に、かかる語の翻訳を記載しなければならない。商標に英語以外の言語による語が含まれている場合、登録官は、その正確な翻訳及び当該言語の名称を要求することができる。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要はないが、商標を使用する意図を有していることは必要である。

ケニアは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に加盟しているため、マドプロ出願によりケニアでの商標登録を受けることができる。

他方、ARIPO のバンジュール議定書については、ケニアはまだ批准していないため、バンジュール議定書に基づく ARIPO 商標の出願はできない（但し、ケニアの商標法は、バンジュール議定書を有効にするための規定を既に含んでいる）。

3 審査

商標出願に対しては、方式審査及び実体審査が行われる。

出願が受理された場合、異議申立のために出願内容が公告される。誰でも、公告日から 60 日以内に、異議申立を行うことができる。

審査官が審査を行った後、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、登録

出願の拒絶又は条件付認容を通知することができる。拒絶又は条件付認容の場合において、出願人が要求するときは、審査官は、当該結論に到る上での自己の決定の理由及び自己が使用した資料について記載した書面を交付しなければならない。

4 登録

出願公告日から 60 日間、誰からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められる。

登録商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、その後は 10 年ごとに何回でも更新することができる。

登録商標権者は、登録商標の存続期間中も更新の際も、当該登録商標の使用証拠を商標登録局に提出する必要は無い。但し、登録商標が 5 年以上使用されていないときは、利害関係者の請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。

登録商標は、商標権者の事業の営業権と関連するか否かにかかわらず、譲渡することができる。

5 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、ケニア国内で、商標使用行為を行った者は、商標権侵害の責任を負わなければならない。商標権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の責任を追及することができる。また、刑法上の犯罪となる商標権侵害行為を行った者に対しては、刑事責任を追及することもできる。例えば、登録商標を偽造した者は、20 万シリング以下の罰金刑及び／又は 5 年以下の拘禁刑が科される可能性がある。

また、未登録の商標であっても、英国法に由来するコモン・ローにより、詐称通用 (passing off) として、一定の保護を受けることができる可能性がある。

VII 著作権

1 概要

ケニアの著作権法¹⁶は、もともとは、英国著作権法を母法として制定されたものである。その後の改正を経て、新たに 2001 年著作権法が施行された¹⁷。

ケニアはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はケニアでも保護される。

2001 年に設立されたケニア著作権委員会 (KECOBO) は、ケニアにおける全ての著作権

¹⁶ http://www.kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/CopyrightAct_Cap130_.pdf

¹⁷ 本稿におけるケニアの著作権法に関する訳語は、原則として、著作権情報センターのウェブサイトに掲載されている和訳に従った。

<https://www.cric.or.jp/db/world/kenya.html>

に関する権限を与えられている。

2 著作物

著作物の種類としては、文芸著作物、音楽著作物、美術著作物、視聴覚著作物、レコード、放送がある。著作権法によると、文芸著作物、音楽著作物又は美術著作物が著作権保護の対象となるためには、①著作物の製作過程で、著作物に独創性を付与するために十分な労力が費やされていること、及び②著作物が書かれ、記録され、その他物理的な形に固定されていることという要件を満たす必要がある。

3 著作権

著作権には、著作財産権と著作者人格権の2種類がある。

著作財産権とは、権利者が自己の著作物を他人に利用されることによって金銭的報酬を得ることを認めるものである。著作財産権は、譲渡、遺言による処分、法律の適用によって移転が可能である。

他方、著作者人格権とは、①著作物の著作者であることを主張する権利、及び②当該著作物に関して、変更、切除その他の改変又はその他の傷つける行為であって、その名誉又は声望を害するおそれのあるものに異議を申し立てる権利である。著作者人格権は、著作者の生存中は移転することができないが、当該権利を行使する権利は、著作者の死亡後に、遺言による処分、法律の適用によって移転が可能である。

著作権は、原則として、当該著作物の著作者に帰属する。

ケニアにおける著作権の保護期間は、著作物の種類により異なる。①文学、音楽又は美術の著作物（写真以外）の著作権は、著作者が死亡した日から50年間、存続する。②視聴覚著作物、写真の著作権は、(i)著作物が最初に作成された日、(ii)公衆が著作物を最初に利用できるようになった日、又は(iii)最初に発行された日のうち、最も遅い年の終わりから50年間、存続する。③レコードの著作権は、レコードが制作された年の終わりから50年間、存続する。④放送の著作権は、放送が行われた年の終わりから50年間、存続する。

4 無方式主義

ケニアでは、著作権は著作物を創作し、それを確定的な媒体に固定した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

ケニアでは、著作権登録は任意であるが、著作権登録をしておくこと、著作権を有することの法律上の推定が働き、著作権侵害訴訟等において立証が容易となるメリットがある。即ち、著作権者は、自らの著作物の電子的複製を、ケニア著作権委員会（KECOBO）の運営する

国家権利登録ポータル (National Rights Registry, NRR) ¹⁸にオンラインで登録することが可能である。登録が完了すると、NCC から著作権登録証明書が発行される。この証明書を、著作権侵害訴訟等において証拠として用いることができる。

5 侵害

著作権侵害行為としては、例えば、第三者が、著作権者の許諾なく、著作権の存在する著作物につき、販売又は賃貸の目的のために侵害コピーを作成する等の行為がある。この場合、著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等の民事責任を追究することができる。通常の損害賠償とは別に、著作権訴訟において、裁判所は、被告を罰し、抑止力として機能することを意図した懲罰的損害賠償を命じることができる。また、刑法上の犯罪となる著作権侵害行為を行った者に対しては、刑事責任を追究することもできる。例えば、著作権の存在する著作物につき、販売又は賃貸の目的のために侵害コピーを作成した者は、40 万シリング以下の罰金刑及び／又は 10 年以下の拘禁刑が科される可能性がある。

VIII 営業秘密

一般に、コモン・ロー諸国においては、「営業秘密」は、以下の 3 つの要件を満たす必要がある。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである。営業秘密の例としては、製品の製造方法や工程、技術情報、財務情報、未公開特許等がある。営業秘密の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、判例法に基づき守秘義務が認められる場合、具体的状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。営業秘密を侵害された者は、侵害者を被告として、差止命令・引渡命令・破棄命令、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。

ケニアには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、ケニアにおいても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、英国法に由来するコモン・ローに基づく営業秘密保護が認められる。

IX 詐称通用 (パッシング・オフ)

一般に、コモン・ロー諸国においては、「詐称通用」(passing off) という概念が認められている。これは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのよう

¹⁸ <https://nrr.copyright.go.ke/>

な印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will) と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。ケニアにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の要件は、一般に、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示(意図的なものか否かを問わない)があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。但し、ケニアにおける詐称通用は、英国のコモン・ローにおける詐称通用と完全に同じとは限らない。

X エンフォースメント

1 総説

ケニアにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、行政措置、税関での水際取締り、刑事的手段(刑事訴訟)、及び民事的手段(民事訴訟)がある。これらの手段は、いずれの知的財産権が侵害された場合にも利用可能である。

2 行政措置

ケニアで模倣品が発見された場合、知的財産権者は、模倣品取締局(Anti-counterfeit Agency, ACA)に対し、被疑侵害物品の捜索・押収を申請し、また、行政措置の申立を行うことができる。行政措置の申立を行うにあたっては、一応の証拠として、模倣品サンプル及びその他の関係資料(模倣品販売現場の写真等)を証拠として提出することが有効である。

なお、ACAは、2023年1月1日より、輸入品に関する知的財産権登録を義務付ける制度の運用を開始した。この制度は、模倣品の取締り強化のため、模倣品取締法(Anti-counterfeit Act)の2018年改正¹⁹⁾により導入されたものであるが、権利者に対し、ACAへの知的財産権を義務付け、違反者には刑事罰(初犯の場合、当該商品の一般小売価格の3倍以上の罰金

¹⁹⁾ <https://www.aca.go.ke/legislations/20-the-anti-counterfeit-act>

刑及び／又は5年以下の拘禁刑)を科するものとしている点に特色がある。即ち、この制度によると、権利者(代理人、ライセンシー等を含む)は、ケニアに輸入される商品に関する知的財産権につき、KIPIへの商標登録等とは別に、AIMSと呼ばれるシステムにより、ACAにオンライン登録しなければならない(登録の有効期間は1年間であるため、毎年の更新が必要。登録は有料である)。しかし、ここにいう「知的財産権」には、商標権以外の知的財産権も含まれ、また、国外で登録された知的財産権も含まれるとされているが、ケニアに輸入される商品に関する全ての知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、著作権等)を登録することは、現実には不可能である。登録システムのAIMSも、故障と復旧を繰り返しているという。実際上は、模倣品の識別に用いやすい商標についてのみ登録が義務付けられるといった柔軟な運用が行われる可能性がある²⁰。上記の知的財産権登録義務制度が、どの程度、模倣品の取締りに効果を発揮するのか、実際上、どのような運用が行われるのか等につき、今後も注視する必要がある。

3 税関での水際取締り

ケニアには、東アフリカ最大のモンバサ港がある。モンバサ港は、ケニアだけでなく、ブルンジ、ルワンダ、南スーダン、ウガンダ等の周辺諸国への玄関口となっているため、模倣品の流通を防ぐという点でとくに重要である。また、模倣品は、ケニアと陸続きの隣国との間でも流通していることが多い。そこで、模倣品の流通を防ぐために、ケニアの税関での水際取締り(輸入差止措置)を利用することは有効であると考えられる。具体的な手続としては、商標権・著作権・意匠権等の知的財産権者は、ケニアの税関に模倣品の輸入差止及び留置申請を行い、その後、留置した模倣品を証拠として、民事訴訟等を提起することが考えられる。

4 刑事的手段(刑事訴訟)

知的財産権を侵害された権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、警察に対し嘆願書及び証拠等を提出することにより、被疑侵害者の訴追を求めることができる。被疑侵害者の行為が犯罪に該当することの法的根拠としては、産業財産法、商標法、著作権法等がある。

このような刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、侵害行為の停止を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。しかし、ケニアにおける実務運用上、どの程度の効果があるかについて、事案ごとに検討する必要がある。

5 民事的手段(民事訴訟)

²⁰ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/bedae6adc8d77cf.html>

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。前述した刑事的手段の場合は、原則として、1 回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止め命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

ケニアには、高等法院 (High Court)、控訴院 (Court of Appeal)、最高法院 (Supreme Court) 等がある。商標権侵害、著作権侵害、詐称通用の事件の場合、高等法院が第一審を管轄し、控訴院への控訴、最高法院への上告が可能である。他方、特許権、実用新案権、意匠権の侵害、無効等の事件の場合、産業財産審判所が第一審を管轄し、高等法院に控訴、控訴院への上告が可能である。

ケニアで民事訴訟を提起する場合、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる²¹。これは、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes* (1976) が先例となっており、多くのコモン・ロー系諸国で利用されている。

XI おわりに

以上、ケニアの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるケニアにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、ケニアの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。若年人口の多いケニアは、今後、大きな発展を遂げる潜在力がある国として、また、アフリカ・ビジネスのゲートウェイとして、日本企業にとっての最重要投資先の一つであり続けるであろうことを考えると、ケニアの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.16075』（経済産業調査会、2024 年、原題は「世界の知的財産法 第 55 回 ケニア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²¹ <https://sheriamtaani.wordpress.com/2012/07/30/anton-piller-orders/>